主な不法無線局の概要と妨害事例

1 不法アマチュア無線 ~消防・救急用、鉄道用などの重要無線通信を妨害!~



アマチュア無線局を使うためには、無線従事者資格とアマ チュア無線局の両方の免許が必要です。

不法アマチュア無線の中には、アマチュア無線用に決めら れた周波数帯以外の周波数を使用できるように改造して、他 の無線通信に妨害を与える悪質な事例が多発しています。

〈妨害事例〉 • 重要無線通信(警察用無線、消防・救急用無線、 鉄道用無線等)を妨害し、人命の安全、財産の 保護等に係る活動が阻害される。

2 外国規格の無線機 ~防災行政用、放送事業用無線などの重要無線通信を妨害!~

最近、一部の店舗、通信販売業者、インターネット等で、外国規格の無線機が販 売されています。外国規格の無線機は、日本の電波法令で定める技術基準に合致せ ず、日本国内で使用すると電波法違反になる無線機が多くあり、他の無線局等に妨 害を与える恐れがありますので、購入・使用は十分注意してください。

外国規格の無線機を日本国内で使用するためには、日本の技術基準に適合してい るかを証明する必要があります。

証明を受けた無線機には技術基準適合証明マーク(技適マーク)が付されていま す。

技術基準適合証明マーク

現行のもの

平成7年3月までのもの





外国規格無線機の例







